



改正育児・介護休業法 ・男女雇用機会均等法等説明会

マタハラ防止
キャラバン

平成29年1月1日より、改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法が施行されます。

和歌山労働局では、改正のポイント等に関する説明会を以下のとおり開催いたします。ぜひご参加ください。

参加無料

日時	会場
平成28年 10月12日(水) 13:30～16:00	【田辺会場】 和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室1 所在地:田辺市新庄町3353-9 tel:0739-26-4111
平成28年 10月26日(水) 13:30～16:00	【和歌山会場】 和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ 4階ホール 所在地:和歌山市北出島1丁目5番47号 tel:073-425-3335

内容

育児・介護休業法等の改正について
(介護休業制度、いわゆるマタハラなどの防止措置等について 他)

対象者

人事労務担当者等

お問い合わせ・申込先

和歌山労働局雇用環境・均等室(電話073-488-1170/FAX 073-475-0114)

FAX 073-475-0114

参加申込書


	<input type="checkbox"/> 田辺会場	<input type="checkbox"/> 和歌山会場
企業名		
所在地・連絡先	〒	☎
参加者役職・氏名	役職	氏名

参加を希望する会場に の上、各開催日の1週間前までにFAX等によりお申し込みください。
(※ 当日ご持参ください。)


育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正ポイント



1. 介護のための制度の改正(育児・介護休業法)


		今までは	法改正後は
介護休業	分割取得	対象家族1人につき、 一要介護状態ごとに1回 、通算93日まで	対象家族1人につき、 3回を上限 として、通算93日まで
	有期契約労働者の取得要件の緩和 	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②開始予定日から 93日経過後の雇用見込み 、③93日経過後から 1年以内に更新されないことが明らかである者を除く	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②93日経過日から 6ヶ月を経過する日までの間に 、その労働契約が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。
介護休暇の半日単位の取得		介護が必要な家族1人につき5日、2人以上につき10日(1日単位)	介護が必要な家族1人につき5日、2人以上につき10日(半日単位の取得可)
介護短時間勤務等(※)の要件の変更		対象家族1人につき 一要介護状態ごとに1回 、介護休業と日数を通算して93日	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上 の利用を可能とする
介護のための所定外労働の免除		(無)	(新設)介護終了までの期間について、 所定外労働の免除を請求可
介護休業等の対象家族の拡大		配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫	配偶者、父母、子、配偶者の父母、 祖父母、兄弟姉妹、孫(同居・扶養要件を削除)

2. 育児のための制度の改正(育児・介護休業法)

		今までは	法改正後は
育児休業	有期契約労働者の取得要件の緩和	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②子が 1歳以降も雇用継続の見込みがあること 、③2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②子が 1歳6か月になるまで の間に、その労働契約が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。
	対象となる子の範囲拡大 	実子・養子(法律上の親子関係であるもの)	下記要件を追加 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等、法律上の親子関係に準じる関係にあると言える子
子の看護休暇の半日単位の取得		対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日(1日単位)	対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日(半日単位の取得可)

3. 妊娠・出産・育児・介護等を理由とする不利益取扱いの防止措置

(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)

		今までは	法改正後は
禁止・義務の対象		事業主	事業主
内容 		妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをしてはならない。 ※就業環境を害する行為を含む(均等法第9条、育児法第10条等)	左記に加えて 防止措置義務 を新規に追加 上司、同僚などが職場において、 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為 をすることがないよう、 防止措置(※) を講じなければならない。 ※労働者への周知・啓発、相談体制の整備等の内容を想定。